

5－1 課税状況

(1) 課税状況

区 分		相 続 人 の 数		金 額	
取 得 財 産 価 額		外	人 －	外	千円 －
			19,781		1,486,607,821
	相 続 時 精 算 課 税 適 用 財 産 価 額		608		18,033,436
	債 務 控 除 額		9,898		145,818,831
	暦 年 課 税 分 贈 与 財 産 価 額		2,238		7,595,163
課 税 価 格			19,878		1,366,417,590
相 続 税 額	算 出 税 額		19,642		193,867,130
	2 割 加 算 額		1,820		3,003,343
	計	実	19,642		196,870,473
税 額 控 除	暦 年 課 税 分 贈 与 税		689		390,803
	配 偶 者		3,118		42,662,070
	未 成 年 者		172		51,971
	障 害 者		470		574,512
	相 次 相 続		783		2,001,053
	外 国 税 額		7		65,030
	計	実	4,960		45,745,439
差 引 税 額			16,922		151,125,034
相 続 時 精 算 課 税 分 贈 与 税 額 控 除 額			212		1,273,867
小 計			16,886		149,851,168
農 地 等 納 税 猶 予 額			245		6,859,353
株 式 等 納 税 猶 予 額			16		542,275
山 林 等 納 税 猶 予 額			－		－
申 告 納 税 額	納 付 税 額		16,828		142,695,935
	還 付 税 額		111		246,395
災 害 減 免 法 第 4 条 に よ る 免 除 税 額			－		－
遺 産 に 係 る 基 礎 控 除 額			6,967		565,400,000

調査対象等： 平成25年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成26年10月31日までの申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

- (注) 1 「遺産に係る基礎控除額」欄の人員は、被相続人の数である。
2 外書は、災害減免法第6条の適用を受けた人員及び被害を受けた部分の価額を示す。
3 「相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

(2) 課税状況の累年比較

年 分	課税価格		相続税額	税額控除	納付税額		還付税額		被相続人の数
	相続人の数	金 額			相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	
	人	千円	千円	千円	人	千円	人	千円	人
平成 21 年 分	18,298	1,324,299,439	198,962,043	52,938,867	15,596	137,002,407	64	508,751	6,306
平成 22 年 分	19,494	1,354,799,039	195,503,247	47,038,147	16,567	140,140,028	97	203,204	6,696
平成 23 年 分	20,015	1,377,239,986	193,937,270	47,606,526	17,120	137,048,026	59	145,736	6,943
平成 24 年 分	19,866	1,418,746,138	215,660,497	44,902,450	16,874	161,644,987	66	189,432	6,941
平成 25 年 分	19,878	1,366,417,590	196,870,473	45,745,439	16,828	142,695,935	111	246,395	6,967

(注) この表は、「(1)課税状況」を累年比較したものである。

(3) 税務署別課税状況

税 務 署 名	課 税 価 格		納 付 税 額		被相続人 の数
	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	
	人	千円	人	千円	人
水 戸	397	25, 149, 359	328	2, 296, 818	155
日 立	241	13, 657, 927	203	964, 140	83
土 浦	422	31, 386, 657	348	2, 923, 539	166
古 河	246	15, 049, 319	202	1, 256, 209	83
下 館	238	13, 545, 370	187	926, 045	89
竜 ヶ 崎	321	19, 224, 652	277	1, 571, 622	118
太 田	290	15, 960, 755	238	1, 096, 933	103
潮 来	161	8, 960, 786	126	569, 368	57
茨 城 県 計	2, 316	142, 934, 825	1, 909	11, 604, 674	854
宇 都 宮	625	43, 530, 134	525	4, 174, 720	228
足 利	170	9, 225, 327	143	829, 305	58
栃 木	386	22, 100, 042	313	1, 494, 634	141
佐 野	138	8, 478, 446	115	782, 635	51
鹿 沼	174	10, 183, 687	151	718, 642	65
真 岡	73	5, 078, 671	57	330, 993	29
大 田 原	143	8, 473, 333	120	460, 909	53
氏 家	87	4, 105, 965	64	133, 729	31
栃 木 県 計	1, 796	111, 175, 605	1, 488	8, 925, 566	656
前 橋	442	39, 354, 645	367	5, 962, 298	159
高 崎	628	37, 815, 344	528	2, 939, 167	230
桐 生	218	20, 471, 226	188	3, 129, 054	71
伊 勢 崎	259	13, 263, 727	217	850, 341	83
沼 田	66	4, 055, 260	55	437, 885	26
館 林	458	26, 124, 750	371	1, 853, 720	161
藤 岡	70	3, 727, 286	58	244, 264	25
富 岡	53	3, 149, 276	44	193, 499	20
中 之 条	40	1, 997, 345	36	70, 005	16
群 馬 県 計	2, 234	149, 958, 859	1, 864	15, 680, 232	791
川 越	1, 275	91, 485, 646	1, 116	9, 773, 632	426
熊 谷	396	22, 644, 407	333	1, 966, 070	140
川 口	806	70, 106, 036	701	9, 282, 262	266
西 川 口	503	41, 509, 169	445	6, 249, 247	165
浦 和	1, 055	95, 435, 869	920	15, 498, 340	369
大 宮	876	69, 682, 459	759	9, 544, 592	310
行 田	226	13, 305, 935	198	946, 819	85
秩 父	92	5, 726, 255	78	374, 043	32
所 沢	1, 135	80, 276, 370	977	8, 666, 647	378
本 庄	104	7, 269, 430	84	865, 300	40
東 松 山	239	14, 695, 872	203	1, 688, 522	77
春 日 部	958	60, 537, 381	805	5, 492, 981	315
上 尾	627	47, 800, 594	520	4, 707, 319	221
越 谷	825	55, 509, 723	715	5, 490, 970	266
朝 霞	606	61, 806, 320	525	8, 489, 021	196
埼 玉 県 計	9, 723	737, 791, 466	8, 379	89, 035, 765	3, 286
新 潟	610	41, 390, 767	525	4, 254, 975	222
新 津	80	4, 428, 804	69	288, 568	31
巻	141	7, 923, 830	114	545, 092	45
長 岡	293	17, 268, 441	250	1, 440, 558	101
三 条	180	10, 733, 001	146	755, 674	62
柏 崎	80	4, 683, 119	70	336, 432	27
新 発 田	106	5, 514, 131	94	376, 383	36
小 千 谷	103	3, 828, 335	87	106, 631	32
十 日 町	35	2, 153, 443	29	188, 194	13
村 上	38	1, 323, 153	31	36, 991	9
糸 魚 川	32	1, 746, 969	27	101, 505	14
高 田	182	10, 158, 143	148	645, 095	69
佐 渡	49	2, 205, 744	42	81, 025	19
新 潟 県 計	1, 929	113, 357, 880	1, 632	9, 157, 123	680
長 野	588	32, 587, 595	494	1, 894, 903	212
松 本	329	22, 870, 239	279	2, 585, 183	124
上 田	212	12, 714, 915	169	742, 391	86
飯 田	119	6, 313, 596	99	378, 668	46
諏 訪	238	15, 819, 004	193	1, 408, 278	84
伊 那	120	6, 304, 350	94	500, 888	41
信 濃 中 野	69	4, 211, 932	62	295, 525	28
大 町	18	1, 371, 296	15	116, 136	10
佐 久	168	8, 121, 887	137	314, 424	62
木 曽	19	884, 141	14	56, 182	7
長 野 県 計	1, 880	111, 198, 955	1, 556	8, 292, 576	700
総 計	19, 878	1, 366, 417, 590	16, 828	142, 695, 935	6, 967

(注) この表は、「(1)課税状況」を税務署別に示したものである。

(4) 申告及び処理の状況

区 分		課 税 価 格		納 付 税 額		被相続人の数
		相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	
本年分	申 告 額	人 19,876	千円 1,364,230,342	人 16,831	千円 142,678,130	人 6,967
	修正申告による増差額	299	4,858,577	466	728,591	249
	更正による増差額	-	-	-	-	-
	更正等による減差額	145 △	2,671,329	232 △	710,787	106
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 19,878	1,366,417,590	実 16,828	142,695,935	実 6,967
過 年 分	申 告 額	678	28,487,085	574	1,624,054	306
	修正申告による増差額	3,011	35,098,071	4,348	6,819,451	1,767
	更正による増差額	7	312,236	9	93,388	8
	更正等による減差額	820 △	12,257,145	1,240 △	3,111,079	520
	決 定 額	4	615,392	4	128,725	4
	計	実 4,464	52,255,639	実 6,083	5,554,538	実 2,312
合 計	申 告 額	20,554	1,392,717,427	17,405	144,302,184	7,273
	修正申告による増差額	3,310	39,956,648	4,814	7,548,042	2,016
	更正による増差額	7	312,236	9	93,388	8
	更正等による減差額	965 △	14,928,474	1,472 △	3,821,866	626
	決 定 額	4	615,392	4	128,725	4
	計	実 24,342	1,418,673,229	実 22,911	148,250,473	実 9,279

調査対象等： 「本年分」は平成25年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成26年10月31日までの申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

「過年分」は、平成24年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成25年11月1日から平成26年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、平成23年以前に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成25年7月1日から平成26年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

（注） 「相続人の数」及び「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

(5) 加算税の状況

区 分	過少申告加算税		無申告加算税		重 加 算 税	
	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額
本 年 分	人 22	千円 2,842	人 102	千円 14,082	人 3	千円 3,124
過 年 分	2,732	429,863	490	135,985	391	618,393
合 計	2,754	432,705	592	150,067	394	621,517

調査対象等：「(4)申告及び処理の状況」と同じである。

5－2 課税価格階級別

(1) 人員、課税価格、税額

課 税 価 格 階 級	被相続人の数	課 税 価 格	うち相続時精算課税適用財産価額		納 付 税 額	法定相続人の数
			うち相続時精算課税適用財産価額	うち暦年課税分贈与財産価額		
	人	千円	千円	千円	千円	人
1 億 円 以 下	1,701	142,717,343	3,967,615	700,214	2,012,237	4,036
1 億 円 超	3,435	471,326,130	5,065,633	2,844,515	20,289,657	10,984
2 "	927	222,691,672	1,846,494	1,543,670	19,924,703	3,292
3 "	556	210,537,385	2,942,233	1,282,858	28,699,994	2,081
5 "	194	113,488,382	1,448,887	497,773	20,744,926	715
7 "	78	64,937,618	475,306	205,607	14,196,431	294
10 "	64	81,847,943	1,025,063	267,415	19,952,844	262
20 "	8	18,462,747	25,000	128,640	4,868,079	28
30 "	1	3,325,038	－	－	766,760	2
50 "	－	－	－	－	－	－
70 "	－	－	－	－	－	－
100 "	3	34,896,084	1,068,000	103,346	11,222,501	11
合 計	6,967	1,364,230,342	17,864,231	7,574,039	142,678,130	21,705

調査対象等： 平成25年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成26年10月31日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

(2) 法定相続人員別の被相続人数

課税価格 階	法定相続人員別被相続人数											
	0人 のもの	1人 のもの	2人 のもの	3人 のもの	4人 のもの	5人 のもの	6人 のもの	7人 のもの	8人 のもの	9人 のもの	10人 のもの	10人超 のもの
1億円以下	16	307	599	585	194	-	-	-	-	-	-	-
1億円超	9	236	718	1,210	840	289	81	36	11	2	1	2
2 "	1	46	141	310	254	102	44	16	4	5	1	3
3 "	3	15	80	155	168	84	33	10	1	2	3	2
5 "	-	6	32	51	62	27	8	5	2	-	1	-
7 "	-	4	11	19	24	12	4	2	1	1	-	-
10 "	-	1	7	19	15	9	10	-	2	1	-	-
20 "	-	-	2	2	2	2	-	-	-	-	-	-
30 "	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
50 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
70 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
100 "	-	-	1	-	1	1	-	-	-	-	-	-
合 計	29	615	1,592	2,351	1,560	526	180	69	21	11	6	7

(注) この表は、「(1)人員、課税価格、税額」の「被相続人の数」欄を法定相続人員別に示したものである。

5－3 相続財産種類別

被相続人数、取得財産価額

取得財産等の種類		被相続人の数		取得財産価額
土地	田（耕作権及び永小作権を含む。）	実	人 2,040	千円 33,332,679
	畑（耕作権及び永小作権を含む。）		2,929	121,648,391
	宅地（借地権を含む。）		6,433	458,899,925
	山林		1,492	16,690,374
	その他の土地		2,585	98,175,873
	計		6,563	728,747,242
	家屋、構築物		6,254	79,065,953
事業（農業） 用財産	機械器具、農耕具、じゅう器、備品	実	1,121	2,632,799
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等		179	465,814
	売掛金		222	714,479
	その他の財産		497	2,543,317
	計		1,454	6,356,408
有価証券	特定同族会社の株式及び出資	実	1,099	62,837,023
	同上以外の株式及び出資		4,379	49,983,755
	公債及び社債		1,367	23,183,632
	投資・貸付信託受益証券		1,930	35,471,339
	計		5,296	171,475,749
現金、預貯金等		6,936	353,042,115	
家庭用財産		4,894	2,111,451	
その他の財産	生命保険金等	実	1,837	49,737,903
	退職手当金等		396	15,394,134
	立木		395	396,356
	その他の		5,963	76,922,318
	計		6,184	142,450,711
合計		実	6,961	1,483,249,628
相続時精算課税適用財産価額		446	17,864,231	
債務等	債務	実	6,226	128,041,306
	葬式費用		6,845	16,416,251
	計		6,895	144,457,556
差引純資産価額		6,967	1,356,656,303	
暦年課税分贈与財産価額		1,211	7,574,039	
課税価額		6,967	1,364,230,342	

調査対象等：平成25年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成26年10月31日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

（注）「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。